

1日も早く裁判を！ 支援団結成1周年集会

—福島原発事故の真実を明らかに—

プログラム

- 14:00 開会
団長あいさつ
- 14:05 弁護団からの報告
・河合弘之弁護士
・海渡雄一弁護士
・保田行雄弁護士
- 15:10 被害者スピーチ
・うのさえこさん(福島市から京都府に避難)
・大賀あや子さん(大熊町から新潟県に避難)
・千葉親子さん(会津坂下町在住)
- 15:30 賛同人スピーチ
・鎌仲ひとみさん
・神田香織さん
- 15:50 お知らせ
- 15:55 閉会のあいさつ
- 16:00 閉会

「福島
の小さな写真展」
飛田晋秀さん(三春町)
展示中



福島原発刑事訴訟支援団

〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉 140-1

TEL: 080-5739-7279

E-MAIL: info@shien-dan.org

カンパ: 郵便振替口座 02230-9-120291 福島原発刑事訴訟支援団

東電福島原発刑事訴訟に至る経過

2002年	政府の地震調査研究推進本部が、福島沖でも大規模の津波地震が起こりうる と示す	
2006年	経産省保安院が、新耐震指針に準じ、2009年までに津波対応を含めた対策を するよう要求	
2008年	東電が、15.7mの津波を試算	
2011年	福島第一原発事故発災	
2012年	福島原発告訴団が告訴・告発	
2013年	東京地検が不起訴処分	
2014年	東京第五検察審査会が起訴相当 議決	
2015年	東京地検が再度の不起訴処分 東京第五検察審査会が起訴議決	
2016年	1月30日 福島原発刑事訴訟支援団発足	<p style="text-align: right;">原発事故、証拠全面開示へ</p> <p style="text-align: center;">東電元会長ら強制起訴で</p> <p>福島第一原発事故の対策を怠ったとして、東京電力の勝俣恒久元会長（76）ら旧経営陣3人を業務上過失致死傷罪で強制起訴した検察</p> <p>官役の指定弁護士は14日、原則として全ての証拠を3人の弁護側に開示すると明らかにした。指定弁護士によくと、保管している証拠は約4千点で、14日に一覽表を弁護側に渡した。その上で、公判を早急に開くよう東京地裁（大野勝則裁判長）に要請した。</p> <p>一覽表の交付は国会で継続審議となっている刑事訴訟法改正案に盛り込まれている。検察官が捜査に支障があると判断した場合などは例外とする規定もあり、日弁連は全証拠の開示を求めている。</p> <p>刑法改正案に詳しい河津博史弁護士は「証拠リストがないと、弁護側は想像に基づいて開示を求めることになる。重要証拠が開示されない恐れもある。原則全面開示は、裁判を公正かつ迅速に進める観点から望ましい」と評価した。</p>
	2月29日 指定弁護士が起訴状提出・公判請求	
	3月14日 指定弁護士が、証拠約4000点の一覽を被告人の弁護人に交付、請求されれば原則開示する旨通知したと発表。東京地裁には、早期に裁判を開くよう要請	
4月27日	東京地裁は、初公判前に争点や証拠を絞る公判前整理手続を行うと決定	

2016年
3月15日
福島民友
朝刊23面

東電元幹部の裁判、避難者遺族3人参加へ 地裁が認める

2016年7月13日 朝日新聞

東京電力福島第一原発の事故をめぐり、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長（76）ら元幹部3人の裁判に、遺族3人が被害者参加制度を利用して参加することがわかった。東京地裁が13日までに認めた。

裁判に参加するのは、原発近くにある「双葉病院」（福島県大熊町）から事故で避難中に亡くなった入院患者の遺族。同制度を利用することで、被告に直接質問したり、求刑の意見を述べたりすることができる。

勝俣元会長らは、双葉病院から避難しようとした入院患者ら44人を死亡させたなどとして、今年2月に強制起訴された。今後、検察官役の指定弁護士と弁護側、地裁が争点を整理する公判前整理手続が開かれ、初公判の期日が決まる見通し。